

# 国民健康保険傷病手当金支給申請書(事業主記入用)

労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況および賃金支払状況等をご記入ください。

被保険者氏名																	
①新型コロナウイルス感染症(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む)により、労務に服することができなかった期間の属する月における勤務状況 上記の事由による無給休暇の日数を×で表示してください。												左記の事由による 無給休暇の日数					
年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
②新型コロナウイルス感染症(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む)により、労務に服することができなかった期間の属する月の直近3か月の勤務状況 【出勤は○】、【有給休暇は△】、【上記の事由による無給休暇は×】、【その他の休暇(賃金が生じる)は=】、【その他の休暇(賃金が生じない)は/】でそれぞれ表示してください。												賃金が生じた日数の計 (○、△、= の計)					
年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日	
年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日	
年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日	
年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日	
②の期間に対して、賃金を支払いましたか？	1. はい	給与の種類	<input type="checkbox"/> 月給	<input type="checkbox"/> 時間給	賃金計算	締日		日									
	2. いいえ		<input type="checkbox"/> 日給	<input type="checkbox"/> 歩合給		支払日		日									
			<input type="checkbox"/> 日給月給	<input type="checkbox"/> その他			1. 当月										
							2. 翌月										
②の期間の課税対象となる賃金支給状況をご記入ください。ただし、期末勤勉手当(賞与)は除く。																	
事業主が証明するところ  支給した賃金内訳	期間	単価(円)	月 日 ~			月 日 ~			月 日 ~								
	区分		月 日 分			月 日 分			月 日 分								
			(A)支給額(円)			(B)支給額(円)			(C)支給額(円)								
	基本給																
	時給																
	手当																
	手当																
	手当																
現物給与																	
計																	
			賃金支給総額(上記(A)~(C)の合計)														
賃金計算方法(欠勤控除計算方法等)についてご記入ください。																	
上記のとおり相違ないことを証明します。																	
事業所所在地																	
事業所名称																	
事業主氏名 (署名または記名押印)																	
担当者氏名			電話番号														

文書の偽造または偽造した文書を行使したときは、刑法第159条または第161条により罰せられることがあります。

### 国民健康保険傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)

医療機関 担当者が 意見を記 入するこ ろ	患者氏名																												
	傷病名											初診日	年 月 日																
	発病年月日	年 月 日										発病の原因																	
	労務不能と 認められた期間	年 月 日から																											
		年 月 日まで																											
	うち、入院期間	年 月 日から										療養費用の種別	<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 公費(    ) <input type="checkbox"/> 自費 <input type="checkbox"/> その他																
		年 月 日まで										転帰	<input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 繰越 <input type="checkbox"/> 転医																
	診療日および入 院していた日を○ で囲んでくださ い。	年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	診療 実日数	日										
			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		31	日									
		年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	診療 実日数	日										
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31												
	年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	診療 実日数	日											
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31												
上記の期間中における「主たる症状および経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等(詳しく)																													
																	手術年月日	年 月 日											
																	退院年月日	年 月 日											
症状経過から見て従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見																													
上記のとおり相違ありません。 医療機関の所在地 医療機関の名称 医師の氏名 <span style="float: right;">電話番号</span>																													

#### 付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

彦根市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 28 日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第65号

彦根市市税規則の一部を改正する規則

彦根市市税規則(平成6年彦根市規則第24号)の一部を次のように改正する。

別記様式第60号を次のように改める。

様式第60号(第8条関係)

年度( ) 年分所得) 市民税・県民税申告書

表

Table with personal information including residence, name, birth date, and administrative district number.

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

Main table for tax deductions, including social insurance, life insurance, earthquake insurance, and various exemptions.

Table for income classification and calculation, listing categories like business, agriculture, real estate, and interest.

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外( )年 4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏

6 給与所得の内訳

Table with 4 sections (①-④) for employment income details, including employer name, address, and total income.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table for business and real estate income, with columns for income type, payer name, income amount, necessary expenses, and special deductions.

8 配当所得に関する事項

Table for dividend income, including distribution type, payment date, income amount, and necessary expenses.

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table for miscellaneous income, with columns for item, income amount, and necessary expenses.

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table for comprehensive transfer and one-time income, with columns for income type, amount, necessary expenses, special deductions, and total income.

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のナに、ハの金額を表面のシに記入してください。右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

Table for business family members, including name, address, date of birth, and spouse status.

13 事業税に関する事項

Table for business tax, including non-taxable income, special deductions, and business tax amount.

12 別居の扶養親族等に関する事項

Table for non-cohabiting family members, including name, address, and date of birth.

15 寄附金に関する事項

Table for donations, including recipient type (municipality, prefecture, etc.) and amount.

14 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額および株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

Table for dividend and stock transfer income tax deductions, with columns for amount and type of deduction.

その他の事項・備考欄

Table for other items and notes, including resident tax special provisions and agricultural income.

16 所得金額調整控除に関する事項

Table for income adjustment deductions, including name, address, date of birth, and special provisions.

この分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」を併せて提出して下さい。

年度( )年分所得) 市民税・県民税申告書

表

	現住所	行政区番号
	1月1日現在の住所	世帯番号
	フリガナ	宛名番号
	氏名	業種または職業
		電話番号
生年月日	世帯主の氏名	続柄
個人番号		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料				
社会保険料 控除		円		円				
	合計		円					
⑮	新生命保険料の計		旧生命保険料の計					
		円		円				
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計					
		円		円				
生命保険料 控除	介護医療保険料の計							
		円						
⑯	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計					
		円		円				
⑰～⑲	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 ( <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還)		⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)				
⑳	1	フリガナ	障害の程度					
		氏名						
	2	フリガナ	障害の程度					
		氏名						
⑳～㉑		配偶者	生年月日	配偶者の合計所得金額				
		氏名		円				
		個人番号	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)					
㉒	1	フリガナ	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	万円	
		氏名						
		個人番号						
		控除額						万円
	2	フリガナ	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	万円	
		氏名						
		個人番号						
		控除額						万円
	3	フリガナ	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	万円	
		氏名						
		個人番号						
		控除額						万円
4	フリガナ	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	万円		
	氏名							
	個人番号							
	控除額						万円	
16歳未満の扶養親族	1	フリガナ	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	万円	
		氏名						
		個人番号						
		控除額						万円
	2	フリガナ	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	万円	
		氏名						
		個人番号						
		控除額						万円
	3	フリガナ	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	万円	
		氏名						
		個人番号						
		控除額						万円
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号および住所を記入してください。		扶養控除額の合計		万円				

1	事業	営業等	ア
		農業	イ
	不動産	ウ	
		利子	エ
	配当	オ	
		給与	カ
	雑	公的年金等	キ
		業務	ク
		その他	ケ
		総合譲渡	短期
		長期	サ
	一時		シ
2	事業	営業等	①
		農業	②
	不動産	③	
		利子	④
	配当	⑤	
		給与	⑥
	雑	公的年金等	⑦
		業務	⑧
		その他	⑨
		合計	⑩
	総合譲渡・一時		⑪
	合計		⑫
4	社会保険料控除		⑬
	小規模企業共済等掛金控除		⑭
	生命保険料控除		⑮
	地震保険料控除		⑯
	寡婦、ひとり親控除		⑰～⑱
	勤労学生、障害者控除		⑲～⑳
	配偶者(特別)控除		㉑～㉒
	扶養控除		㉓
	基礎控除		㉔
	⑬から㉔までの計		㉕
	雑損控除		㉖
	医療費控除		㉗
合計		㉘	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外( )年 4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)  
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

㉖	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉗	医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
		円	円	円

裏

この申告書に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」を併せて提出して下さい。

6 給与所得の内訳

Table with 4 columns: ① 事業所種別, 勤務先所在地, 勤務先名, 事業所番号, 収入合計額. Includes sections ②, ③, ④.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table with 5 columns: 所得の種類, 支払者の「名称」および「法人番号または所在地」等, 収入金額, 必要経費, 青色申告特別控除額.

8 配当所得に関する事項

Table with 4 columns: 配当所得の種類, 支払確定年月, 収入金額, 必要経費. Includes a row for 国外株式等に係る外国所得税額.

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table with 3 columns: 種目, 収入金額, 必要経費.

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table with 5 columns: 総合譲渡 (短期, 長期, 一時), 収入金額, 必要経費, 特別控除額, 所得金額. Includes a summary row for 合計.

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

Table with 5 columns: フリガナ, 氏名, 続柄, 生年月日, 専従者給与(控除)額. Includes a summary row for 合計額.

13 事業税に関する事項

Table with 2 columns: 非課税所得など, 所得金額. Includes rows for 損益通算の特例適用前の不動産所得, 事業用資産の譲渡損失など, 前年中の開廃業.

12 別居の扶養親族等に関する事項

Table with 4 columns: フリガナ, 氏名, 個人番号, 住所. Includes 3 rows.

15 寄附金に関する事項

Table with 2 columns: 都道府県、市区町村分, 条例指定分. Includes a note about 支出した寄附金.

14 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額および株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

Table with 2 columns: 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除額.

その他の事項・備考欄

Table with 3 columns: 配当に関する住民税の特例, 農業, 分離肉用牛, 免税所得.

16 所得金額調整控除に関する事項

Table with 5 columns: フリガナ, 氏名, 続柄, 生年月日, 特別障害者に該当する場合, 別居の場合の住所.

彦根市長様  
年月日提出

年度( ) 年分所得) 市民税・県民税申告書  
(分離課税等用)

行政区番号	
世帯番号	
宛名番号	
整理番号	
電話番号	
個人番号	

フリガナ		生年月日	
氏名			

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		円	円	円

特例適用条文

1 収入 金額	短期譲渡	一般分	ス	円	
		軽減分	セ		
5 所得 金額	長期譲渡	一般の譲渡	ソ		
		優良住宅等に 係る譲渡	タ		
		居住用財産の譲渡	チ		
		一般株式等の譲渡	ツ		
		上場株式等の譲渡	テ		
		上場株式等の配当等	ト		
		先物取引	ナ		
		短期譲渡	一般分	㊸	円
		軽減分	㊹		
	長期譲渡	一般の譲渡	㊺		
		優良住宅等に 係る譲渡	㊻		
		居住用財産の譲渡	㊼		
		一般株式等の譲渡	㊽		
		上場株式等の譲渡	㊾		
		上場株式等の配当等	㊿		
		先物取引	㊿		

この申告書(分離課税等用)は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	株式等 (先物取引)	種目	取得費 (決算損益の額)	手数料 (委託手数料)	上場/一般 決算時の (約定価格等)
			円	円	円

特例適用条文

4 上場株式等の配当所得等に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	配当所得に係る 負債の利子
		円	円

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額 = A - (給与所得控除額 + (B - 給与所得控除額の1/2)) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

7 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C-D)	
		円	円	円	円	円
退 職	A 収入金額	勤続年数	障害起因	B 退職所得控除額	C 差引(A - B)	所得金額(C × 1/2)
	円	年 ( 年 月間)	□ 有り □ 無し	円	円	円

彦根市長 様  
年 月 日 提出



年度( ) 年分所得) 市民税・県民税申告書  
(分離課税専用)

行政区番号	
世帯番号	
宛名番号	
整理番号	
電話番号	
個人番号	

フリガナ		生年月日	
氏名			

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費 円	差引金額 (収入金額-必要経費) 円	特別控除額 円

特例適用条文

1 収入 金額	短期譲渡	一般分	ス	円
		軽減分	セ	
	長期譲渡	一般の譲渡	ソ	
		優良住宅等に係る譲渡	タ	
		居住用財産の譲渡	チ	
	一般株式等の譲渡	ツ		
	上場株式等の譲渡	テ		
	上場株式等の配当等	ト		
	先物取引	ナ		
	5 所得 金額	短期譲渡	一般分	㊸
		軽減分	㊹	
長期譲渡		一般の譲渡	㊺	
		優良住宅等に係る譲渡	㊻	
		居住用財産の譲渡	㊼	
一般株式等の譲渡		㊽		
上場株式等の譲渡		㊾		
上場株式等の配当等		㊿		
先物取引		㊻		

この申告書(分離課税専用)は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	株式等 (先物取引)	種目	取得費 (決算損益の額) 円	手数料 (委託手数料) 円	上場/一般 決算時の (約定価格等) 円

特例適用条文

4 上場株式等の配当所得等に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額 円	配当所得に係る 負債の利子 円

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額 円	B 特定支出の金額の合計額 円	所得金額 = A - (給与所得控除額 + (B - 給与所得控除額の1/2)) (ただし赤字の場合は0) 円

7 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額 円	B 必要経費 円	C 特別控除額 円	D 青色申告特別控除額 円	所得金額(A-B-C-D) 円	
退 職	A 収入金額 円	勤続年数 年	障害起因 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	B 退職所得控除額 円	C 差引(A - B) 円	所得金額(C × 1/2) 円
		( 年 月間)				



彦根市長様  
年 月 日 提出

## 年度( 年分所得)市民税・県民税寄附金税額控除申告書(一)



現住所		整理番号	
1月1日現在の住所	彦根市	個人番号	
フリガナ		電話番号	
氏名		生年月日	年 月 日

※「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載し、提出してください。

## 1 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金

寄附先	寄附金額
	円
計	

## 2 滋賀県共同募金会または日本赤十字社滋賀県支部に対する寄附金

寄附先	寄附金額
	円
計	

## 3 滋賀県または彦根市の条例で指定された寄附金

寄附先	指定区分	寄附金額
	滋賀県彦根市	円
	滋賀県彦根市	
	滋賀県彦根市	
計	滋賀県分	
	彦根市分	

(切り取らないでください。)

## 年度市民税・県民税寄附金税額控除申告書(一)受付書

住所		受付日印
氏名	様	

彦根市長 様  
年 月 日 提出

年度( 年分所得)市民税・県民税寄附金税額控除申告書(二)  
(特定非営利活動法人に対する寄附金)



現住所		整理番号	
1月1日現在の住所	彦根市	個人番号	
フリガナ		電話番号	
氏名		生年月日	年 月 日

※「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが前年中に滋賀県または彦根市の条例で指定された特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人および仮認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。))を除く。)に対する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注) この申告書は、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金の申告書です。その他の寄附金(認定特定非営利活動法人等に対する寄附金等)は、別途「市民税・県民税寄附金税額控除申告書(一)」または「市民税・県民税申告書」を彦根市に提出してください。

寄附先	指定区分	寄附金額
	滋賀県 彦根市	円
	滋賀県 彦根市	
	滋賀県 彦根市	
	滋賀県 彦根市	
	滋賀県 彦根市	
	滋賀県 彦根市	
	計	
	滋賀県分	
	彦根市分	

----- (切り取らないでください。) -----

年度市民税・県民税寄附金税額控除申告書(二)受付書  
(特定非営利活動法人に対する寄附金)

住所		受付日印
氏名	様	

付 則

- この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 告示

## 彦根市告示第289号

彦根市訪問型サービスB事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年12月16日

彦根市長 和田裕行

彦根市訪問型サービスB事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市訪問型サービスB事業実施要綱(平成29年彦根市告示第50号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

氏名		男・女
----	--	-----

を

氏名	
----	--

に改

める。

別記様式第3号中

氏名		男・女
----	--	-----

を

氏名	
----	--

に改める。

### 付 則

この告示は、令和4年12月16日から施行する。

## 彦根市告示第290号

彦根市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年12月16日

彦根市長 和田裕行

彦根市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市配食サービス事業実施要綱(平成13年彦根市告示第80号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

氏名		男・女
----	--	-----

を

氏名	
----	--

に改める。

別記様式第3号中

性別	住 所
----	-----

を

住 所
-----


に改める。

別記様式第 5 号中「男・女」を削る。

**付 則**

この告示は、令和 4 年 12 月 16 日から施行する。

**彦根市告示第 291 号**

彦根市福祉・介護サービス苦情解決体制整備要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 12 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市福祉・介護サービス苦情解決体制整備要綱の一部を改正する告示

彦根市福祉・介護サービス苦情解決体制整備要綱(平成 14 年彦根市告示第 154 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「彦根市」を「市」に改め、「すべての」を削り、「と利益」を「および利益」に改め、「本市の」を削り、「と福祉行政」を「および福祉行政」に改める。

第 2 条中「それぞれ」を削り、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 福祉・介護サービス 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 1 項に規定する第二種社会福祉事業に係るサービスをいう。

第 4 条第 1 項中「や特性」を「および特性」に改める。

第 5 条中「すべての」を「、市が提供(市が法人等に委託する場合を含む。)をする」に改める。

第 6 条第 3 号中「サービス」を「福祉・介護サービス」に改める。

第 12 条第 1 項中「福祉・介護サービスのうち社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定する社会福祉事業に関する」を削り、同条第 2 項中「福祉・介護サービスのうち介護保険に係わるサービスの」を「介護保険に係るサービスに関する」に改める。

**付 則**

この告示は、令和 4 年 12 月 20 日から施行する。

**彦根市告示第 292 号**

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 219 条第 2 項の規定により、令和 4 年 12 月 19 日市議会の議決を経た令和 4 年度(2022 年度)彦根市一般会計補正予算(第 10 号)、令和 4 年度(2022 年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)、令和 4 年度(2022 年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計補正予算(第 3 号)、令和 4 年度(2022 年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算

(第3号)、令和4年度(2022年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)、令和4年度(2022年度)彦根市病院事業会計補正予算(第4号)、令和4年度(2022年度)彦根市水道事業会計補正予算(第2号)および令和4年度(2022年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第1号)の要領を次のとおり公表する。

令和4年12月20日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

### 彦根市告示第293号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第1項の規定により、下記のとおり広告物等を保管したので、彦根市屋外広告物条例(平成27年彦根市条例第6号)第21条第1項の規定により告示する。

令和4年12月26日

彦根市長 和田裕行

記

1 保管広告物等の種類および数量

立看板 1件

2 保管広告物等を除却した場所

彦根市開出今町

3 保管広告物等を除却した日

令和4年12月21日

4 保管広告物等の保管を始めた日

令和4年12月21日

5 保管広告物等の保管の場所

彦根市元町4番2号

6 その他

(1) 保管広告物等の詳細については、景観まちなみ課に備付けの保管広告物等一覧簿により確認することができます。

(2) 保管広告物等の返還を受けようとするときは、当該保管広告物等の所有者等であることを証する書類を持参の上、景観まちなみ課までお越しくください。

7 問合せ先

彦根市歴史まちづくり部景観まちなみ課

電話 0749-22-1411(代表) 内線 241

0749-30-6148(直通)

### 彦根市告示第294号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

福満公園

3 移動日時

令和4年12月19日 午前10時から午前10時30分まで

4 保管場所

彦根市山之脇町33番地1地先

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後5時までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市歴史まちづくり部都市計画課(電話 0749-30-6124)

**彦根市告示第295号**

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年12月27日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

日夏ドリームタウン公園B

3 移動日時

令和4年12月23日 午前10時から午前10時30分まで

4 保管場所

彦根市山之脇町33番地1地先

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12

号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後5時までとし、事前に市と協議の上、決定する。

#### 7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

#### 8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

#### 9 問合せ先

彦根市歴史まちづくり部都市計画課(電話 0749-30-6124)

### 彦根市告示第296号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、彦根市デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例(平成17年彦根市条例第35号)第11条第1号の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年12月28日

彦根市長 和田裕行

#### 記

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名称 彦根市ふたばデイサービスセンター
- (2) 所在地 彦根市金剛寺町95番地1

#### 2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名称 医療法人友仁会
- (2) 代表者 理事長 矩 照 幸
- (3) 所在地 彦根市竹ヶ鼻町80番地

#### 3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

### 彦根市告示第297号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、彦根市老人福祉センターの設置および管理に関する条例(平成17年彦根市条例第36号)第14条第1号の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年12月28日

彦根市長 和田裕行

#### 記

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名称 彦根市中老人福祉センター
- (2) 所在地 彦根市開出今町1361番地1

#### 2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名称 公益社団法人彦根市シルバー人材センター
- (2) 代表者 理事長 高橋 貞夫
- (3) 所在地 彦根市開出今町1419番地

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

**彦根市告示第 298 号**

彦根市障害者控除対象者認定実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 12 月 28 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市障害者控除対象者認定実施要綱の一部を改正する告示

彦根市障害者控除対象者認定実施要綱(平成 24 年彦根市告示第 137 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(認定の対象者)

**第 2 条** 認定の対象となる介護保険の被保険者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち 65 歳以上のものとする。

- (1) 市内に住所を有する者(第 3 号に規定する者を除く。)
- (2) 市外に所在する住所地特例対象施設(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 13 条第 1 項に規定する住所地特例対象施設をいう。次号において同じ。)の場所に市内から住所を変更した本市の住所地特例対象被保険者(同項に規定する住所地特例対象被保険者をいう。次号において同じ。)
- (3) 市内に所在する住所地特例対象施設の場所に市外から住所を変更した本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者(本市以外の市町村が実施する認定の対象とならない者に限る。)

2 認定を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、前項に掲げる被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護保険法第 27 条の規定による要介護認定(以下「介護認定」という。)を受けている者
- (2) 介護認定を受けていた者で、特別の理由(福祉事務局長が認めるものに限る。)により当該介護認定の更新を受けていないもの

第 3 条第 2 項中「前条第 2 号」を「前条第 2 項第 2 号」に、「、前条」を「、前項」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 1 号」を「第 2 条第 2 項第 1 号」に、「同条第 2 号」を「、同項第 2 号」に改める。

別記様式第 1 号を次のように改める。



別記

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

彦根市福祉事務所長 様

〒 ー

申請者 住所

(電話番号

)

氏名

(続柄

)

障害者控除対象者認定申請書

下記の者が所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条および地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条または第7条の15の8に定める障害者または特別障害者であることを認定されるよう申請します。

記

対象者	介護保険 被保険者番号	〒 ー	障害者 手帳	<input type="checkbox"/> 持っていません
	住所			※手帳を取得済みの方は、申請の必要はありません。
	氏名	生年月日	年 月 日	
対象年	年分			

この申請に当たり、私の要介護認定の結果、調査内容等、審査に必要な情報を閲覧されることに同意します。

(対象者氏名)

※市記入欄

整理番号				
要介護度	有効期間	年 月 日 ~		年 月 日
障害高齢者の 日常生活自立度	認知症高齢者の 日常生活自立度			
審査結果	障害者	(1)知的障害者(軽度・中度)に準ずる。	(2)身体障害者(3級から6級まで)に準ずる。	
	特別障害者	(1)知的障害者(重度)に準ずる。	(2)身体障害者(1級・2級)に準ずる。	(3)寝たきり高齢者
	非該当			

別記様式第1号の2中「性別 男・女」を削る。

「

別記様式第2号中

住所		性別	男 ・ 女
----	--	----	-------

」

「  
 を 

住所	
----	--

 に改める。  
 」

別記様式第 3 号中  

対象者	住所		性 別	男 ・ 女
	氏名		生年月日	年 月 日

 」

「  
 を 

対象者	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
非該当理由				

 に改める。  
 」

**付 則**

この告示は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

**公 告**

**彦根市農用地利用集積計画公告**

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

**彦根農業振興地域整備計画変更縦覧公告**

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 13 条第 1 項の規定に基づき、彦根農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、下記により縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 23 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 縦覧場所

彦根市元町 4 番 2 号 彦根市産業部農林水産課

2 彦根農業振興地域整備計画の変更内容

農用地利用計画の一部変更

農用地利用計画の変更については、土地利用計画図(附図 1 号)および平面図(附図 6 号)にて表示した部分とする。

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年12月27日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市小泉町字兎海道420番	2,009.62 m <sup>2</sup>	令和4.12.27	939

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年12月27日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市野村二丁目11番1号 山川電機株式会社 代表取締役 山川 紀子	彦根市犬方町字道地 192番10、193番2の一部、 194番1の一部、194番3の一部、 195番1の一部、195番2、 196番1の一部および 196番3の一部	1,000.00 m <sup>2</sup>	令和4.12.27	945

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年12月27日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市清崎町字虫ノ木 1722番	178.50 m <sup>2</sup>	令和4.12.27	947

**農業委員会告示****彦根市農業委員会告示第1号**

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和5年1月4日

彦根市農業委員会

会長 田中金二

記

1 日時 令和5年1月12日(木) 午後1時から午後3時まで

2 場所 彦根市役所 5 階 第 1 委員会室

3 議題

- (1) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- (3) 彦根市農用地利用集積計画(案)について

## 水道事業告示

### 彦根市水道事業告示第 28 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 4 年 12 月 28 日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	554
氏名または名称	新堂設備
代表者氏名	新堂 慧悟
住所	近江八幡市建部上中町 603 番地 1 ラパトリア列花須 B 207 号室
当該給水区域で給水装置工事 の事業を行う事業所の名称	新堂設備
上記事業所の所在地	近江八幡市北末町 1 番地 1
指定年月日	令和 4 年 12 月 7 日

### 彦根市水道事業告示第 29 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 4 年 12 月 28 日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	555
氏名または名称	株式会社近江建設
代表者氏名	代表取締役 三好 イサム
住所	近江八幡市中小森町 846 番地 8
当該給水区域で給水装置工事 の事業を行う事業所の名称	株式会社近江建設
上記事業所の所在地	近江八幡市中小森町 846 番地 8
指定年月日	令和 4 年 12 月 20 日

## 正誤

彦根市公報第 1879 号(令和 4 年(2022 年)11 月 1 日発行)

1 ページ

目次中

誤	公示送達について公告(税務課)
---	-----------------

正	都市公園の設置について公告(都市計画課)
	公示送達について公告(税務課)

6 ページ

公示送達について公告の前に次のように加える。

**都市公園の設置について公告**

都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年10月13日

彦根市長 和田裕行

## 1 都市公園の区域

別紙公園位置図のとおり

## 2 都市公園の名称および位置

名称	位置
京町公園	彦根市二丁目地内

## 3 都市公園の供用開始の期日

令和4年10月14日

(以下省略)

-----